◇鳥取縣告示第四百八十四号

物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第四條の規定 により玉うどんの販売価格を次のとおり指定し、 昭和二

昭和二十六年 十 第 二千二百 Ŧi. 月二十 十 七 B 号 火

十五年鳥取県告示第百四十三号 統制額指定の件)は廃止する。

(玉うどん

の販売価格の

昭和二十六年十月三十日

鳥取県知事 西

尾

愛

治

玉うどんの販売価格の統制額

規

販売価格の統制額

二、本表の販売価格は売主店先渡しの価格とする。 三、玉うどんの規格は小麥粉二十二瓩につき、 玉うどん 九五匁以上 九円五十錢 一六九食

取りのものを茹上げ水切りしたものである。

建設業法(昭和二十四年五月法律第百号)第八條の規定 ◇鳥取縣告示第四百八十五号

により次の者を建設業者登録簿に登録した。

國定規格A五判

矅

日

♦告示

主 要

> 目 次

玉うどんの販売価格指定

建設業者の登錄

保母資格証明書の交付

の公表について 昭和二十六年度第四、 建設業者の変更登録

四半期森林区実施計画

県営住宅の入居者募集

いて昭和二十七年度森林区実施計画案の公表につ

二十一号中

訂正昭和二十六年十月訓令甲第二十、

◇正誤

告

示

第二千二百四昭和二十六年十四 五月 十三 七十

鳥取縣公報

火每 金週

曜日發行(株日二當ル)

(第三種郵便物認可)(昭和四年四月十五日)

登錄番号

(い)第二二六号鳥取県知事登録

昭和二十六年八月六日

奥

Ш

組

第二二七号

鳥取県知事

登錄年 月 日

西 尾

愛 治

商号又は名称

主たる営業所の所在地

奥山 申請者氏名 啓次

影下 岩美

米子市錦町二丁目一二五

和

建

設

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三條の規定に

◇鳥取縣告示第四百八十七号

よる変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十

六年十月十一日変更登録した。

昭和二十六年十月三十日

西伯郡春日村大字上新印一八〇

◇鳥取縣告示第四百八十六号

明書を交付した。 十四号)第十三條第一項第一号の規定による保母資格証 **次の者に対し兒童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七** 鳥取県東伯郡長瀬村長瀬 昭和二十六年十月三十日 鳥取県知事 西 竹 田 尾 重 子

(い)第 号鳥取県知事登録 登錄番号

二月二十三日昭和二十五年 登錄年月日

商号又は名称

治

鳥取県知事 西 尾

治

気高郡浜村町大宇勝見二七番地ノ鳥取市川外大工町八四番地

気高建設株式会社

改元

申請者氏名

改元 木下 靜造 桐谷**弥**太郎

一戸当り間数及び附属施設

떽

五、募集の受付期間 六疊一、四疊半一、二疊一、 玄関、 便所炊事場

至昭和二十六年十一月十日自昭和二十六年十一月一日 十日間

計画については次の場所において公表する。

昭和二十六年十月三十日

鳥取県知事

尾

愛

治

公表場所

項の規定による昭和二十六年度第四、

四半期森林区実施

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第八條第四

◇鳥取縣告示第四百八十八号

入居の期日 知事が別に指示する期日

賃 る額 月額一、三五九円以内で知事の定め

金 三箇月分の家賃に相当する額

入居者の資格

現に同居し、 又は同居しようとする親族(婚姻の

届出をしないが事実上婚姻の関係と同様の事情にあ る者その他の婚姻の予約者を含む。)があること。

額が家賃(一、三五九円) の額が二万円をこえるときは二万円)以下の者で家 入の合計から、 入居者(同居しようとする親族を含む)の每月の收 扶養親族一人につき千円を控除した の六倍以上、十五倍(そ

質の支払能力を有し保証人が二人あること。

造三階建

場 造 鳥取市立川町 鉄筋コンクリ

鳥取県營住宅の入居者を次のように募集する。

(2)

昭和二十六年十月三十日

鳥取県知事

尾

愛

治

◇鳥取縣告示第四百八十九号

鳥取県庁 各地方事務所 各市町村役場

=

募集の戸

数

鳥取縣公報

第二千二百五十七号

(第三種郵便物認可)

昭和二十六年十月三十日

第二千二百五十七号

昭和二十六年十月三十日

(第三種郵便物認可)

- (1) 住している者。 上危險若しくは、 住宅以外の建物若しくは、場所に居住し、又は保安 衛生上有害な狀態にある住宅に居
- ができない者。 ている者、又は住宅がないため親族と同居すること 他の世帶と同居して、著しく生活上の不便を受け
- 生上又は風教上不適当な居住狀態にある者。 住宅の規模又は間どりと世帯構成との関係から衛 正当な理由に因る立退の要求を受け、適当な立退
- 先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき 事由に基く場合を除く。) 住宅がないために、勤務場所から著しく遠隔の地
- 比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされてい に居住を余儀なくされている者、 叉は毎月の收入に
- ことが明らかな者。 前各号に該当する者の外現に住宅に困窮している

入居の申込

課に提出すること。 書に左の書類を添えて受付期間内に鳥取県土木部建築 入居しようとする者は、 別記様式の県営住宅入居申込

- 九の口に規定する收入に関する証明書。
- +=, 2 入居者の選考 九及び十の各号の一に該当する市町村長の証明書。

公開抽せんの方法により選考決定する。 入居の申込をした者の数が募集戸数を超えるときは、

樣 式

県営住宅入居申込書

鳥取県営住宅に入居いたしたいので御承認下されたく 関係書類を添えて申込いたします

私事

月

H

住 所

氏

鳥取県知事

西尾愛治殿

名

規定による昭和二十七年度森林区実施計画案を次の場所 項の規定による森林区施業計画及び同法第八條第一項の 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第七條第三 ◇鳥取縣告示第四百九十一号 あるので次のように訂正する。 頁 誤

昭和二十六年十月三十日 て公表する。

におい

森林区施業計画

鳥取県知事

西

尾

愛

治

七七

一簿冊に

林業経営指導員駐在箇所 (昭和二十五年鳥取県告

示第五百九十一号)

2

各地方事務所 鳥取県庁

昭和二十七年度森林区実施計画案

各市町村役場

 $\mathbf{2}$ 各地方事務所

鳥取県庁

昭和二十六年十月三十日

鳥取縣公報

第二千二百五十七号

(第三種郵便物認可)

Æ.

正

昭和二十六年十月十五日鳥取県訓令甲第二十号中誤植が

段

 \equiv

総務課長協議の上

の上 総務課長が協議

同一簿册に

昭和二十六十月十五日鳥取県訓令甲第二十一号中誤植が

 \equiv

上

八

別表の通りとする

頁

行

あるので次のように訂正する。

るものとする別表の標準にな

新調又は改刻

引続き

三四

五.

四

新調改刻 引繼き